

様式第1号（第12第2項）

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年4月23日

長野県警察本部長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務

(2) 業務の目的

被害者の約9割が「自分はだまされない」と考えていながら被害に遭っている現状を踏まえ、高齢者だけでなくあらゆる世代に対して当事者意識を持っていただくとともに、すべての世代に向けて「地域・家族の絆で詐欺から守る」という意識を醸成することを目的とする。

(3) 業務内容

電話でお金詐欺（特殊詐欺）被害防止を啓発する警察との共同キャンペーン（特集番組のほか自社が有する広報媒体を活用したキャンペーンの周知及びCMによる啓発）

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ・ 業務計画及びスケジュール
- ・ キャンペーンの内容
- ・ CMの内容
- ・ 放送時間・頻度
- ・ 業務履行の確実性
- ・ 費用の妥当性

(6) 履行期間又は履行期限

業務委託は2社を選定し、それぞれの履行期間または、履行期限は以下のとおりとする。

ア A社 契約締結日から令和8年10月10日（金）まで

イ B社 契約締結日から令和8年12月10日（木）まで

※ ア、イいずれかの期間の受託者の選定は委託者において決定します。

※ 業務計画は、ア、イいずれの期間も対応できる内容としてください。

(7) 費用の上限額

3,996,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

※2者合計7,992,000円

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格」（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がA又はBに格付されている者で、長野県内全域に放送エリアを持つテレビ事業者であること。
- (6) 長野県内に本店、支店又は事業所を有すること。
- (7) 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課で行う打合わせ等に常時参加できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号（参加申込書）による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表（参加要件具備説明書類総括書）による。

(3) その他

2(1)から(4)までは、誓約書による。

2(5)は、長野県競争入札参加資格登録通知書等証明のできる資料の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8510

長野市大字南長野字幅下692-2（長野県庁10階）

長野県警察本部生活安全部生活安全企画課

総合犯罪防止対策室(担当者 清水 賢吾)

電話 026-233-0110

FAX 026-233-0108

メール police-seikatsuanzenkikaku@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和8年5月14日(木)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで)

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

② 提出先 3(4)に同じ。FAX、メールも同様

③ 提出方法 持参、郵送、FAX又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県警察本部生活安全部生活安全企画課に到達したもの、メール又はFAXによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレス又はFAX番号で受信できたものに限ります。郵送、FAX又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により長野県警察本部長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（任意様式）により長野県警察本部長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

(1) 開催日時 令和8年5月22日（金）午後1時00分から

(2) 開催場所 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県議会棟4階 402号室

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。※企画提案書の審査に係る質問には回答できません。

(4) 回答方法 長野県警察本部長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年6月2日（火）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号(企画提案書)による。

(2) 企画書の作成様式

様式第8号の附表（企画書）又は任意様式（A4判）による。

(3) 企画書記載上の留意事項

① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(7)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

② 「8 再委託の予定」又は「9 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和8年6月5日（金）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで。）

② 提出先 3(4)に同じ。FAX、メールも同様

③ 提出部数 持参、郵送の場合は14部(原本1部、コピー13部)

④ 提出方法 持参、郵送、FAX又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県警察本部生活安全部生活安全企画課に到達したもの、メール又はFAXによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレス又はFAX番号で受信できたものに限ります。郵送、FAX又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

審査項目		審査内容（要求内容）	配点
1	業務計画及びスケジュール	○業務を遂行する上で基本的な考え方は適切か。	10
		○業務内容は具体的で効果的な提案となっているか。	
		○業務スケジュールに無理はないか。	
2	キャンペーンの内容	○特集番組や自社が有する広報媒体を活用した効果的なキャンペーンを展開する内容となっているか。	25
3	CMの内容	○提案のあった映像内容は、目的にあった適正な内容となっているか。	25
		○誰もが興味を持つ映像構成であり、かつ、具体的な事例を示すなど特殊詐欺の手口を分かりやすく説明する内容となっているか。	
		○被害対象者やその周囲の者が特殊詐欺に対する危機感と当事者意識を醸成するインパクトのある内容となっているか。	
		○撮影手法や音響効果等は、創意工夫した有用なアイデアを盛り込むなど、特殊詐欺の危険性を伝えるものとなっているか。	
4	放送時間・頻度	○高齢者が視聴する時間帯及び高齢者を取り巻く全ての世代が視聴しやすい時間帯に放映されるか。	25
5	業務履行の確実性	○過去の履行実績・技術力から、提案された手法の実現性は高いか。	5
		○提案された内容は、体制等無理のないものとなっているか。	
6	費用の妥当性	○見積書は上限額の範囲内か。	10
		○見積りの内訳や算定根拠が明確に示され、仕様書に基づき、費用対効果が期待できる内容となっているか。	
合計得点			100

※（配点は1つの企画に対する審査委員1人あたりの採点点数）

(7) 企画提案の選定の方法

① 企画提案書の選定に当たっては、「令和8年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務委託企画提案審査委員会」による企画提案書評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

なお、プレゼンテーション審査を欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

② 選定方法は、各審査委員の採点点数を合計し、上位2者を委託候補者として選定し、これによっても委託候補者が決しない場合は、協議の上、委員長が指名する者をもって委託候補者とします。

③ 全審査委員の採点結果において5段階の評価のうち1項目でも「不可」の採点があった場合は、原則として選定しません。

④ プレゼンテーション審査の実施日時及び場所

開催日時 令和8年6月11日(木) 午前9時00分から

開催場所 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県議会棟4階 402号室

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者を選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県警察本部長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により長野県警察本部長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県警察本部において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（任意様式）により長野県警察本部長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール又はFAXによる場合は該当日の午後5時まで）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により長野県警察本部長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積りは無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積りを辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積りを辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県警察公式ホームページに掲載するとともに、長野県警察本部において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3(4)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。